# 第6章 米国 FCPA 法執行にみる コンプライアンス・プログラムの 資本市場法的意義

# はじめに

アメリカの海外腐敗行為防止法(Foreign Corrupt Practices Act of 1977. 以 下 FCPA とする) は、外国公務員に対する贈収賄行為等を禁止・処罰すると ともに、企業に適正な帳簿記録維持義務と内部統制システムの構築を義務付け た法律である<sup>1)</sup>。1977年に制定された古い法律であるが、2000年代に入り、ア メリカの証券取引委員会(Securities Exchange Commission, 以下 SEC とい う)や司法省(Department of Justice, 以下 DOJ という)による FCPA に基 づく法執行事例が、急速に増加している。これらの事例の多くでは、被訴追企 業に対して一定のコンプライアンス・プログラムの整備を、エンフォースメン トのプロセスにおいて要求する代わりに、訴追を延期または免除するなどの司 法運用が一般的となりつつある。アメリカでは、こうした司法運用を通じて、 資本市場のプレーヤーである上場企業に対して、充実したコンプライアンス・ プログラムの整備を促し、ひいては実効的な企業ガバナンスを確保させようと している規制当局の意図がみてとれる。とりわけ、資本市場規制主体である SEC の FCPA に基づく法執行が、他のアメリカの法制度との有機的連携によ り、公正な資本市場の価格形成機能の基礎となる、企業の情報開示を確保する ために、近年の資本市場の変容に対応できるコンプライアンス・プログラムを 上場企業に浸透させつつある。本章では、最初に FCPA の概要を示たうえで、 DOI および SEC のエンフォースメントの手法を分析し、その他のアメリカに おける補完的な法制度を踏まえつつ。FCPA の法執行事例の展開を検討する 第6章 米国 FCPA 法執行にみるコンプライアンス・プログラムの資本市場法的意義 179 ことで、その資本市場法的な意義とメカニズムを模索することを目的とする。

1. アメリカにおける海外腐敗行為防止法 (FCPA) 制定 とその狙い

# (1) FCPA 制定の概要

#### (A) 1977年制定の経緯

1977年に成立した FCPA は、ウォーターゲート事件を契機として、当時、 多数の米国企業で不正会計の蔓延状況が発覚したことを受けて制定された法律 である $^{2)}$ 。その内容は、大きく $^{2}$ つの項目に分かれており、第 $^{1}$ は、外国公務 員に対する贈賄行為を禁止する賄賂禁止条項、第2は、会社の取引および資産 の処分を正確公正に反映した帳簿・記録を維持する義務、および、それを合理 的に実現するための内部会計統制システムの構築義務を定めた会計条項および 内部統制条項である。もともと、FCPAは、制定の契機となった事件からみ ても、米国企業による海外の公務員に対する贈収賄を防止する目的としていた が、およそ企業不正のあるところ、企業の会計帳簿にも問題が生じ、虚偽の記 載がなされていると考えられたことから、海外に限らず米国内の企業活動に対 しても内部統制条項の対象としたのである。この条項が世界で初めて、一般企 業に対して内部統制システムの構築を法的に義務付けたものであり、FCPA に基づき1934年米国連邦証券取引所法(以下、34年法という)が改正された。 さらに1978年に会計条項および内部統制条項を実施するための SEC 規則が制 定されたが、Rule 13b2-1は、34年法で定められた帳簿記録等への虚偽記載の 禁止について、直接個人責任を問う形にすることで、発行会社の正確な帳簿作 成義務の遵守を確保しようとするものであり、Rule 13b2-2は、公認会計士に よる財務諸表監査の前提となる有効な内部統制システムを発行会社の役員に確 保させることを目的としており、個人の責任を明らかにすることで FCPA 制 定目的を実現しようとしている<sup>3)</sup>。

#### (B) 規制内容の概要

#### (i) 賄賂禁止条項

**賄賂禁止条項においては、「営利上の利益を得る目的で、汚職の意図をもっ** て、外国公務員等に対して、利益を供与する申出を行い、供与し、供与の約束 をし、または、供与の承認をすることを促す行為」が禁止の対象となる。ここ での「営利上の利益を得る目的」は、極めて広く解されており、政府との契 約・維持の目的に限定されず、何等かの営業上の利益を得る目的であれば足り るとされている。「汚職の意図」については、外国公務員等が、その公的立場 の濫用を誘導する申出等であることを明確化するために必要とされた要件であ るが、条文上は、実際に公的立場の濫用が実際になされたかどうかは問わな い。なお、少額の利益供与の場合には、「汚職の意図」が認められるか否か で、賄賂禁止条項の適用の有無が分かれる場合が多い4)。「外国公務員等」と は、①外国公務員、②外国の政党およびその職員、③外国の公職候補者を指 し、その範囲も極めて広く解されている。「利益の供与の申出、その約束、ま たは供与の承認を促す行為 | についても、解釈上、適用範囲が広くなるように 解釈されている。「利益」は、現金に限らず何等かの利益であればたり、「供与 の申出・約束・承認を促す行為」についても、条文上は、実際に利益が相手に 供与されなくても申出. 約束の時点で既遂となる。なお. 個人に対する刑事責 任を追及する場合には、上記の要件に加えて、「違法性の認識をもって」行わ れたことが必要であるが、具体的な FCPA 違反であるとの認識までを要する ものではない<sup>5)</sup>。

#### (ii)会計条項および内部統制条項

次に、FCPA の会計条項・内部統制条項に関して、第1に、会計条項については、「発行者に対して、合理的な程度に詳細に、取引および資産の処分行為を正確かつ公正に反映した帳簿・記録および勘定書を作成すること」を義務付けている<sup>6)</sup>。なお、前述の賄賂禁止条項において、外国公務員に対するものではなく民間の商事賄賂の場合や、「汚職の意図」の立証が難しい場合であっても、発行会社の帳簿上、別項目の正当な支払いであるかのように見せかけ

て、賄賂の支出を記載したとき、あるいは簿外に隠蔽したときには、会計条項違反となる点には注意が必要である。第2の内部統制条項については、「発行者に対して、以下の事項を合理的に確保するために十分な内部統制システムを構築すること」を義務付けている。すなわち、①経営者の一般的または個別的な承認に従って取引が行われること、②GAAPまたはその他の適用されるべき基準に従って、財務諸表を作成するため、および資産に関するアカウンタビリティを維持するため、必要な範囲で取引が記録されること、③資産の使用は、経営者の一般的または個別の承認によってのみ許容されること、④記録された資産の明細は、合理的期間を置いて現存資産と照合され、差異があるときは適切な処置がとられること、以上の項目を対象とした内部統制システムの構築が求められている<sup>7)</sup>。

#### (C) 適用範囲と法執行

これらの規定適用範囲およびその違反に対する法執行の概略は、以下の通りである<sup>8)</sup>。第1に、賄賂禁止条項は、その適用範囲が、①発行体(役員・従業員、代理人、株主も含む)、②国内関係者(Domestic Concern)、すなわち、自国の市民、居住者、法人、③「米国内で行為の一部を行った者」である。なお、③は1998年改正で追加された事項であり、その範囲も極めて広範に解釈されている。また、④として①~③と共謀または幇助した者、代理人もこの適用対象となる。なお、親子会社の適用関係は、①親会社が子会社の贈賄行為を指示し、又はその他の方法により参加していた場合または②子会社が親会社の代理人として行為をなしていると認められる場合には、親会社に違反の責任が問われることとなる。

次に、賄賂禁止条項違反に対する訴追権限については、原則として DOJが、刑事訴追および民事訴追の両権限をもつが、発行体とその役員等の民事罰については SEC の管轄となっている。その法執行として、刑事罰に関しては、法人には200万ドル以下の罰金、個人には25万ドル以下の罰金または5年以下の禁固刑およびその併科となる(なお、裁判所は、贈賄で得た利益が罰金を越えている一定の場合には、選択的罰金法(Alternative Fine Act)によ

り、贈賄で得た利益の2倍を課すことができる $^{9}$ )。個人に課される罰金については、雇用主による支払は認められていない。他方、SEC には、法人に対しても、個人に対しても、1万6千ドル以下の民事罰を請求する権限が与えられている。個人に対して課された制裁金を雇用主が支払うことができない点は、刑事責任と同様である。

第2に、会計および内部統制条項の適用範囲は、①発行体、②発行体と共謀 または幇助した者、その代理人が対象となる。親子会社については、連結対象 の子会社・関連会社は当然. 適用対象となるが. 親会社が子会社・関連会社の 50% 未満の出資の場合であっても、少数持分を有する子会社または関連会社 が、FCPA に基づく内部統制を策定・維持するよう最大限の努力を尽くす義 務が課されている。訴追主体については、明確な棲み分けがなされており、 SEC が民事訴追を、DOI が刑事訴追を担当する。法執行は、刑事罰の場合、 法人には2500万ドルの罰金。個人は500万ドル以下の罰金・20年を上限とする 禁固刑が科されることになる一方、民事罰では、法人に対しては、違法行為か ら得た利得額.または7万5千ドル以上72万5千ドル以下の範囲で、いずれか 高い方が民事制裁金として請求することができる。個人に対しては、利得額ま たは、7500ドル以上15万ドル以下の範囲のいずれか高い方が民事制裁金の上限 となる。そのほか、SECには行政手続による排除措置命令 (cease and desist order)、衡平法上認められた利益の掃き出し(disgorgement)、インジャンク ションおよび付随的救済 (ancillary remedies) を裁判所に請求する権限があ る。付随的救済の内容には、独立コンプライアンス・コンサルタントの採用 や、適切なコンプライアンス・プログラムの導入等があげられる。

# (2)FCPA 制定に関わる SEC の狙い

FCPA の制定にあたっては、実は SEC が深く関わっている $^{10}$ 。 当時の SEC は、1975年に成立した証券諸法改革法(the Securities Acts Amendments of 1975)に基づき、急成長を遂げる資本市場のインフラを整備するため、ナショナル・マーケット・システムの構築・整備に乗り出したところであった $^{11}$ 。し

かし、1970年代後半に、多くの企業で簿外債務問題が発覚した頃から、資本市場の規制主体である SEC は、いかに資本市場の金融システムを整備しても、資本市場に開示される財務情報を生み出す個々の企業自体のガバナンスが機能していなければ、適正な企業情報に基づく資本市場取引とはならず、公正な価格形成を確保する資本市場機能の前提条件が欠けるものとなり、これらの会社の不正支出事例は、証券諸法上の情報開示の重大な違反に相当し、資本市場システムに対する公衆の信頼を損なうものであると考えていた。

そのため、SECは、その法執行を通じて、上場企業のガバナンスに対し、 より一層コントロールを及ぼす手段を確保することを望んでいたが、アメリカ では、企業ガバナンスについては各州会社法の管轄に属する事柄であるため、 SEC が、法執行により企業のガバナンスに対してまで介入することは、その 権限を越えるものと批判されていた<sup>12)</sup>。しかし、FCPAの制定を通じて、34年 法に内部統制条項が導入されれば、これを足掛かりに、SEC は、企業の内部 統制システムを中核とするガバナンス改善に対してコントロールを及ぼす法執 行を正当化できる根拠を獲得することになる。SEC のそもそもの関心は、議 会の制定意思とは最初からずれがあり、海外での外国公務員への贈賄行為の防 止に限らず、贈賄行為に伴う簿外債務を許容する米国企業の歪んだ内部統制シ ステムを是正していくことにあった<sup>13)</sup>。このことは、FCPA 制定に伴い策定さ れた SEC 規則において、海外での贈賄行為防止に範囲を限定せず、広く財務 報告の虚偽記載に繋がる行為を禁止していること,さらに,FCPA 制定後, 最初の SEC の内部統制規定違反に基づく法執行が、当時の財務諸表監査の限 界とされていた違法な簿外債務や経営者トップの不正に関わる国内の事例で あったことからも明らかである<sup>14)</sup>。すなわち、SECは、従業員不正の発見よ りも、経営者に対する自己牽制機能を発揮させる根拠として内部統制条項を運 用しようとしていたことが当時の SEC リリースから伺うことができる<sup>15)</sup>。し たがって、FCPA における内部統制条項は、資本市場に対する公正な情報開 示の確保と、それに貢献する上場企業のガバナンスを連結させるものとして位 置づけられていたといえる。

#### (3) 1988年 FCPA 改正

以上のような目的と内容を盛り込んで出発した FCPA だが、経済界から条 項が曖昧であるとの批判も強く、1988年に条項の明確化を含めた幾つかの改正 が行われた<sup>16)</sup>。ここで、本稿の趣旨との関係において特に指摘しておきたいの は、1988年の改正項目のなかに、国際機構に対して、FCPAと同様の内容を 含む法令の制定を米国以外の諸外国に対しても求める条約交渉を、米国大統領 に要請する一文が規定されていたことである。すなわち、アメリカばかりが、 海外での不正な利益供与等を伴う取引に厳しい態度で臨んだとしても、他国、 とりわけ新興国等での贈収賄等を許す慣行には対処できず、こうした歪んだ国 際取引慣行を放置すれば、国際取引競争においてアメリカは劣勢となってしま うという懸念もあり、米国一国の対応には限界があると考え、国際機関に対し て国際的取決めを定める働きかけを強めていった。その結果、経済協力開発機 構 (Organization for Economic Co-operation and Development:以下 OECD という)においては、賄賂禁止に関する規制、さらにこれを確保するための内 部統制条項の導入等を要請する OECD 条約である 「外国公務員贈賄防止条約 | が1997年に採択され<sup>17)</sup>, 当時の加盟国等34数ヶ国が署名し、この条約に基づい て批准各国における贈収賄や不正の利益供与等を防止する仕組みが、後述する ように、現在も一定の成果を上げている。

# 2. 近年の FCPA 法執行手法の多様化

さて、このような古い法律である FCPA 違反に対して、DOJ や SEC による 法執行の状況が、2000年代に入りにわかに活気づいたものとなっている。1978 年からの2000年までの約23年間には SEC の法執行は 9 件のみであったのに対して、2001年から2014年現在までの14年間では、少くとも SEC が公表している法執行の数は142件であり、飛躍的な数の増加となっている<sup>18)</sup>。なぜ、このように古い法律に基づく法執行が急激に増加したのか、この理由を分析する前

# (1) DOJ による FCPA 法執行の手法

DOJによる企業犯罪の訴追を巡っては、一般に司法取引が行われることが多い<sup>19)</sup>。その種類と内容には、以下の類型がみられる。第1は、訴追を受けた者が検察官との間で起訴事実・罪を認め、捜査協力を約し、裁判所に有罪答弁契約書を提出する有罪答弁契約(Plea Agreement)である。裁判所が有罪答弁契約の内容を合理的と認めれば、検察による犯罪事実の立証なく有罪が確定するが、この合意に応じたことが量刑判断の段階で斟酌されて有利な量刑を得ることができる。検察にとっては、訴訟コストの負担が軽減され、被告にとっても、陪審裁判による不確実性を避けることができるとともに、上記の量刑上のメリットが受けられる点で有利である。

第2は、訴追延期合意(Deferred Prosecution Agreement)という手法であり、これまでのところ、ほとんどの FCPA 事案はこの手法により解決されている。これは、訴追対象者と DOJ との間で、一定の合意項目を一定期間(通常 2~3年)遵守すれば、DOJ が一旦裁判所に提出した起訴状につき、訴えの却下を求めるという合意を結ぶ。これにより訴追が猶予され、実質的には遵守期間経過後は訴追を免除される。その交渉項目には、事実認定の範囲、罰金の支払い、公表内容、是正措置等が含まれる。なお、遵守期間経過後であっても、罰金が返還されるわけではない。また、交渉を行う前提として、時効利益の放棄、関連する捜査への継続的な協力義務、一定レベルのコンプライアンス・プログラムの導入(後述する米国量刑ガイドライン基準へ合致を要求)、独立の企業コンプライアンス監視人(Independent Corporate Compliance Monitor)の受け入れまたは自己監査・報告、ないし将来の法令違反の報告義務が要求される。なお、この独立の企業コンプライアンス監視人は、所定の受け入れ期間中、原則として取締役会や重要会議に同席することとなり、かつ何か疑惑のある行為がみつかれば、すぐに規制当局に報告されるという企業

186 第6章 米国 FCPA 法執行にみるコンプライアンス・プログラムの資本市場法的意義 にとっては事実上、極めて重い負担となる。ここで、FCPA 違反について、 企業と DOJ が訴追延期合意のために要求される一般的合意事項には、具体的 には以下の項目があげられる場合が多い。すなわち、① FCPA 違反その他の 汚職法令違反を拒絶する明確な企業指針、②公正かつ適正な計上を確保する会 計上の内部統制を含む財務・会計システム。③ FCPA 等の違反を発見するた めのコンプライアンス規程および手続. ④担当者となる上級役員の選任. ⑤定 期的な研修、年次の宣誓書などコンプライアンス制度を役員または関係する第 三者に対して周知徹底する制度、⑥内部通報制度、⑦違反者に対する懲戒手 続、⑧第三者デュー・ディリジェンス、⑨コンサルタント、エージェンシー等 の第三者との契約に挿入する定型の契約文言(FCPAを違反しない旨の官誓 書、監査権限、違反の場合の解除権)、⑩コンプライアンス制度の有効性を確 保するための定期的確認、以上である。対象企業のこれらの内容とその程度を 勘案して、DOIは訴追延期合意を結ぶかどうかを判断することになる。訴追 延期合意に至り、所定期間経過後は、訴追対象者が有罪判決を受けることはな く. それに伴う入札資格停止処分等の不利益を回避できることからも. 企業に とっては有罪答弁契約よりも有利であるとされる。

さらに、第3の訴追免除合意(Non-Prosecution Agreement)は、被疑事実について訴追を免除する合意を結ぶ場合をいう。訴追延期合意のときと同様に、免除を認めるために一定の義務が定められるが、考慮事由がより徹底して合理的であった場合、訴追延期ではなく、訴追免除合意を結ぶことがある。訴追延期合意の場合と異なり、裁判所に起訴状を提出しないまま、合意内容で定めた期間の経過により刑事訴追が行われないことが確定する点で違いがある。そのため、この合意は、あくまでもDOJと企業間の契約であり、原則として裁判所が関与するものではない。ただし、合意内容に企業が違反すれば、訴追免除は取消され、制裁金の追加もなされる<sup>20)</sup>。

第4に、捜査が開始されたものの、一定の条件がみたされれば不起訴とする 処分がある (Declination)。この場合には、当該企業の同意がなければ捜査内 容等の事実の公開もなされない。

#### (2) SEC による近年の FCPA 法執行の手法

2010年には、それまで DOJ のみが採用していた訴追延期合意および訴追免除合意の司法取引の手法を SEC も採用すると宣言し、SEC による FCPA 法執行も、DOJ による訴追延期合意・訴追免除合意等の手法を取り入れる形で展開している<sup>21)</sup>。第1に、SEC の訴追延期合意は、SEC と個人または企業との文書による法執行の延期についての契約であり、一般的な合意条件としては、① SEC の調査および関連処分に対して誠実に徹底して協力すること、②出訴期限の延期合意(tolling agreement)<sup>22)</sup>、さらに③訴追延期期間には合意条項に従うことであり、ここでも、一定のコンプライアンス・プログラムの実施、法令遵守監視人の受け入れを要求されることが多い。さらに④として、SECが連邦証券諸法違反を主張する基礎となる事実について承認するか争わないことに同意すること、以上を条件として、訴追延期合意がなされるのが一般的である。こうした最初の訴追延期合意の事例が公表されたのは、2011年5月であった<sup>23)</sup>。

第2に、訴追免除合意は、企業内部で不正支払いなどの問題が発覚した場合には、自主的にこれを SEC に申告し、SEC の調査に対して徹底して協力し、再発の恐れのないようにコンプライアンス・プログラムを改善するなどの程度が、より顕著であると SEC に判断された場合に結ばれる。実際に、SEC が最初に結んだ訴追免除合意は、2013年4月であり、現時点ではそれほど多数の事例があるわけではない<sup>24)</sup>。そして、第3に、SEC が調査段階で調査を取りやめる場合には、不起訴処分となる。

# (3) SEC による FCPA 法執行の狙い

前述したように1977年 FCPA 制定当初から、SEC の狙いは、資本市場に提供される財務情報の公正性・信頼性を確保するため、SEC 登録会社に内部統制システムを構築させ、企業のガバナンスを立て直すことであった。FCPA 制定当初、SEC は、FCPA の内部統制条項が導入された34年法13条(b)(2)違

反に基づき、もっぱら裁判所に対して、インジャンクションを請求し、それに 伴う付随的救済の内容として一定のコンプライアンス体制の整備を被訴追企業 に命じるよう求めてきた250。しかし、インジャンクション訴訟の場合、訴訟期 間が長期化するおそれがあり、迅速に資本市場の違法状態を除去するには適当 でないという理由から、1990年証券法執行救済・低額株改革法(Securities Enforcement Remedies and Penny Stock Reform Act of 1990) により、SEC は、排除措置命令を行う行政処分権限を獲得するなど、法執行権限を強化して いった $^{26}$ 。もっとも、1977年 FCPA 制定により34年法に導入された13条(b)(2) は、SEC 登録会社に対して、内部統制システム構築義務を課したに過ぎず、 果たして内部統制システムが実際に企業内で有効に機能しているのか、それを 評価する法的メカニズムが欠如していたといわざるを得ない。そこで、エンロ ン事件を契機に成立した2002年企業改革法 (Sarbanes & Oxley Act of 2002. 以下 SOX 法という) では、FCPA 制定を契機に SEC 登録企業には内部統制 構築義務があることを前提にして、その有効性を経営者に評価させ、さらにそ れを公認会計士に監査させる形で企業の財務報告の信頼性を確保しようとする フルセット規格の内部統制規制を導入し、資本市場の公正な価格形成機能を確 保する情報開示の質を高めることを期待した<sup>27)</sup>。しかし、近年、サブプライム ローン等の金融危機の例をあげるまでもなく. 企業不正や迅速に対処しなけれ ばならない問題が企業内部で隠蔽されたまま、企業実態を反映しない企業情報 として資本市場にもたらされた場合、その後、その事実が発覚したときの市場 に与える影響の度合いは、資本市場のグローバル化・複雑化・連鎖化によって 益々、深刻になっている。こうした公正な資本市場機能を阻害する要因となる 事実を SEC が自ら企業内部に介入し、調査することには事実上の限界があ り、むしろ、企業不正の萌芽段階で、企業自身がこれを発見し、深刻な事態に 発展する前に自ら是正する方向に誘導する方が、効率的に規制の効果をあげる ものとの認識をもつようになっていった<sup>28)</sup>。また、SEC の法執行手段が次第 に強化されてきているとはいえ、依然として2002年 SOX 法制定の当時には、 SEC が行政手続きにより民事制裁金を課す権限には制約があり、排除措置命

第6章 米国 FCPA 法執行にみるコンプライアンス・プログラムの資本市場法的意義 189

令を単独で実施できたとしても、なお民事裁判と並行しなければ実効的なエンフォースメントの効果は上がらず、公正な資本市場機能の確保には、必ずしも十分とはいえなかった。そこで、SECとしては、正式な裁判手続きに入る前段階において、訴追延期合意や、訴追免除合意というDOJが用いた司法取引の手法を活用することにより、不正の早期発見・早期是正を確保するコンプライアンス・プログラムを整備する企業は優遇し、これを実施していない企業に対しては、厳格に対応するという、いわゆる「アメとムチ」の対応をとるアプローチを採っている。こうした法執行によりSECは、DOJと連携しながら、企業内部にいわば自己修復型のコンプライアンス・プログラムを整備させるよう誘導しているとみることもできる。

# 3. コンプライアンス・プログラム改善を補完するアメリカの制度的取組み

次に、このような上場企業のコンプライアンス・プログラムの改善に向けて FCPAの法執行を補完する取組みにつき、具体例をあげて検討してみたい。

# (1)連邦量刑ガイドラインの展開

近年、アメリカの企業犯罪において抑止的な機能の観点からも重要な役割を果たしている制度の一つとして、連邦量刑ガイドラインがあげられる<sup>29)</sup>。もともと、連邦量刑委員会によって策定された、裁判所の下す量刑の判断基準に関するマニュアルが1987年に法制化されたが、1991年に初めて組織犯罪に対する項目が追加され、裁判所が企業犯罪の処罰にあたり、その量刑を判断する際に、本来ならば高額の罰金刑が科される場合であっても、一定レベルのコンプライアンス・プログラムを備える企業には、量刑上の軽減を認める基準が定められた<sup>30)</sup>。このガイドラインは、その後も改訂を繰り返し、2004年には2002年SOX 法制定を受けて、さらに2010年金融規制改革法(Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act、以下 DF 法という)制定に伴

い大きく改訂された31)。ここで注目すべきは、2004年までの連邦量刑ガイドラ インでは、上級役員が関与する企業不正があった場合には、量刑軽減の対象外 とされていたところ、2010年の改訂により、上級役員が違法行為に関与した場 合であっても、一定のレベルのコンプライアンス・プログラムが備わっていれ ば、企業の量刑上の軽減が可能となるとした点である。その条件として、①倫 理・コンプライアンス・プログラムの運用責任担当者には、会社の統治機関 (取締役会) または適切な下位の組織(たとえば、監査委員会)に対する直接 の報告義務が課されていること、②違法行為を、社外者よりも早期に、または 合理的な期間内で発見可能な体制があること。③会社がしかるべき規制機関に 対して直ちに違法行為を報告したこと、④コンプライアンス・プログラム担当 者に、不正への関与、黙認、意図的な無視がなかったこと等があげられている <sup>32)</sup>。この改訂により,量刑減軽の恩恵を受けることができるコンプライアンス 体制について、連邦量刑ガイドラインが要請する方向性に変化がもたらされた といえる。すなわち、2004年時点では、「違法行為の予防・防止」に焦点をあ てたコンプライアンス体制としていたところ、2010年には、「違法行為の早期 発見、報告、是正プロセスの強化」を可能とするコンプライアンス体制の整備 が要求されるようになった。こうした方向性の変化、すなわち、「自主的な調 査に基づき企業が自ら不正を発見し. これを最初に規制当局に報告した場合に は、量刑減軽の考慮事由とする」ことで、企業内の情報伝達ラインの透明化、 不正発見時の企業の迅速な対応と改善を可能とするコンプライアンス体制の整 備を誘導する契機となり、これにより企業のガバナンスの向上の確保が期待さ れている。

# (2) ドッド=フランク(DF) 法における内部告発者報奨金プログラム

(A) 2010年 DF 法制定における内部告発者報奨金プログラム規定

コンプライアンス・プログラムの向上に貢献する2つめの制度として,2010年 DF 法制定による内部告発者報奨金プログラム制度 (Whistleblower Bounties Program) の導入があげられる<sup>33)</sup>。この制度は、内部告発者から自主的に

提供された連邦証券諸法違反に関する独自の情報を契機として、企業に対して 100万ドル以上の民事制裁金(Monetary Sanctions)を課す法執行がなされた 場合には、徴収された制裁金のうち10%から30%の範囲で、当該内部告発者に 対して報奨金を与える制度である。具体的な報償金額を決定する際には、内部 告発者が提供した情報の重要度、当該法執行における内部告発者の情報提供の 寄与度、および報償金を付与することで証券諸法違反の抑止効果をもたらす制 度上の影響力などを勘案して、SEC はその額を定めることができる。またこの内部告発の実効性を高めるために、SOX 法806条の内部告発者保護規定をさらに強化している。

#### (B) 内部告発者報奨金プログラムの始動

SEC は2012年8月21日に、この内部告発者報奨金プログラムに基づいて、初めて内部告発者に対して、報奨金を支払ったことを公表した<sup>34)</sup>。その金額は5万ドルで、SEC の執行手続による回収金額の上限である30%に該当し、匿名希望の内部告発者であったため、SEC は民事制裁の対象となる会社の名称、違法行為の内容等は公表していないが、同じ事案で二番目にSEC に報奨金を求めて情報提供を行った者に対しては、報奨金の支払いはなされていないことは公表された。現在、SECでは、市場戦略情報局(OMI:Office of Market Intelligence)を設置しており、この部署への情報提供は1日約8件ペースといわれ、2012年では3001件、2013年は3238件、2014年は3620件とその通報件数は増加傾向にある<sup>35)</sup>。なお、SEC によれば、2014年9月にこれまでの報奨金の最高額3000万ドルの支払いが行われた<sup>36)</sup>。

# (C) 企業による自主的不正発見・報告の猶予は120日間?

SEC にとっては、企業内に隠蔽された不正を直接調査するには時間とコストの面での限界がある。DF 法における内部告発者報奨金プログラムの導入目的とは、資本市場規制主体である SEC が、企業内部の不正の芽を重大な事態に発展しない段階で入手し、重大な不正やその隠ぺいの抑止を図ることにより、公正な資本市場機能の阻害要因を迅速に除去することにある。他方で、企業自身が整備すべきコンプライアンス体制の充実や、これを志向する企業文化

192 第6章 米国FCPA 法執行にみるコンプライアンス・プログラムの資本市場法的意義の育成も尊重していかなければならない。そこで、SEC は、従業員等が、優先的に社内に報告することを推奨し、その社内への通報から120日以内に SEC に申し出る場合であれば、報奨金受領者としての適格性を失わないものとして、企業コンプライアンスにも配慮した仕組みを導入した370。しかしながら、これを企業の立場からみれば、この期間内に、企業内の不正発見時の調査・分析・是正・報告等を含む、迅速な対応ができるコンプライアンス体制が整備されていなければ、自浄能力のない企業とみなされ上述した量刑ガイドラインによる量刑減軽の対象とはならない可能性が生じる。実際に、最初に企業内部のホットラインに通報しながら、その後の企業自体の対応が十分なものではなかったため、120日以内に SEC に通報した者に対しても、SEC が報奨金を与えたケースが公表され、この懸念は現実のものとなった380。こうした量刑ガイドラインとの相互連携の運用により、上場企業に対し、迅速な不正発見・報

告・是正を可能とするコンプライアンス体制の整備が誘導されつつある。

#### (3) OECD 対応の FCPA 解釈指針の公表

- (A) DOJ および SEC の共同所管による FCPA 法執行に対する指針の公表第3には、2012年12月に、規制当局である DOJ と SEC が FCPA 法執行にあたっての留意点を示す解釈指針(A Resource Guide to the Foreign Corrupt Practices Act 以下、FCPA リソースガイドという)が共同で公表された<sup>39)</sup>。もっとも、これはあくまで解釈指針であり、どのような内容の企業対応があれば訴追を免れるのかといった個別の項目ごとの積極的な抗弁事由を逐一明示したものではないが、適用対象となる外国公務員の範囲、許容される潤滑油的支出、会社責任・個人責任の基準、親会社・子会社の責任、合併または買収後の承継人の責任、汚職防止のための効果的なコンプライアンス・プログラム、および FCPA 問題に対処する際の様々な留意点および企業のとるべき解決方法などが注意事項とともに解説されている。
  - (B) 解釈指針公表の背景; OECD 勧告フェーズ 3 に対応 このリソースガイドの公表の背景には、OECD による1997年の「外国公務

員賄賂防止条約」が大きな影響を及ぼしている。この条約は、前述したように、国際商取引において外国公務員に対する贈賄行為が、貿易・投資などの競争条件を歪めているとの認識のもと、これを犯罪化することにより、国際商取引の公正な競争を確保することを目的として定められたものである<sup>40)</sup>。この分野において進展を図るためには、一国の自助努力によるのでは限界があり、多数国間の協力、監視及び事後措置が必要であることを認識したうえで、これを実現する仕組みを定めて実施されている<sup>41)</sup>。条約の内容には、OECD 加盟国に対して、アメリカのような賄賂禁止条項、さらにこれを確実に実行するための会計・内部統制条項の導入を国内法化すること、そしてこうした条項を適切にエンフォースメントする国際協力や監視・是正体制の整備の要請を盛り込んだものとなっている。

具体的に当該 OECD の条約の実施プロセスをみると、一定の期間を定めた フェーズごとに、各国の監視と事後措置に向けたフォローアップを行ってい る。まず、第1フェーズでは、1997年の条約に沿って、各条約締結国における 自国の法令が条約の要請する基準を満たしているかについて、それぞれ自己評 価. および相互評価し報告することを義務付け、その実施措置を行った対象国 に対して、OECD の作業部会が検討を加え評価報告書を作成・公表し、その なかで、OECD 条約に照らして、今後必要とされる改善点を勧告している。 第2フェーズでは、米国 FCPA に相当する法令の法執行に関するメカニズム、 具体的な法執行の状況を検討し、評価することを目的としており、2000年後半 に開始され、遅くとも2005年には参加国すべてを評価するとされていた。第3 フェーズは、本来は予定されていなかったが、2009年12月、OECD において、 ポスト・フェーズ2として採択され、2010年から、以後4年毎に締結国相互間 でフォローアップ審査を恒久的に実施することが確認され、現在も継続的にこ のシステムは実行されている。参加国は当時の条約締結国33ヶ国およびその他 の5ヶ国(ブルガリヤ・南アフリカ・ブラジル・アルゼンチン・スロバキア (現在は加盟国))であった。この条約の締結を働きかけたアメリカに対して も、第1、第2フェーズでは容赦なく改善勧告が示されており、この勧告に

沿った形で、2004年以降、FCPA に基づく DOJ と SEC の法執行の件数が急増し、そのエンフォースメント周りの法規制、法運用に展開への影響がみてとれる<sup>42)</sup>。むしろ、アメリカこそがこの OECD 条約からの圧力を利用して、自国の FCPA エンフォースメントの実効性を高めているといえるかもしれない。 実際に、アメリカが第2フェーズの段階で課題として指摘された、DOJ および SEC が FCPA のエンフォースメントを行う際にその実施基準が明らかでないという勧告に対して、アメリカの採用した対応が、この FCPA リソースガイドに示されている。とくに今後の FCPA における法執行にあたって、備えておくべき有効なコンプライアンス・プログラムの考慮項目が具体的に示されているので、ここでは以下にその概要を紹介しておく。

#### (C) リソース・ガイドが示す有効なコンプライアンス・プログラム

#### ① 贈賄禁止に対する経営者の関与と明確に打ち出された政策の遂行

まず、FCPA および倫理ルールの遵守は経営トップから開始されるべきものであり、DOJ および SEC は、上級経営者がこうした基準を明確に打ち出し、的確に伝え、誠実に遵守し、組織全体に浸透させているかを法執行にあたり評価する。

#### ② 行為規範およびコンプライアンス指針・手続

策定される行為規範は、明確、簡潔であり、企業の全従業員および取引先からアクセス可能とし、海外子会社の従業員には現地語で提供される必要がある。SEC および DOJ は、行為規範の有効性の判断には、現時点で実際に通用しているか、定期的に行為規範をレビューし、アップデイトしているかに留意して評価する。さらに SEC および DOJ は、社内にコンプライアンス責任の要綱が定められているか、適切な内部統制、監査活動および文書化の指針について具体化され、その懲罰規定を定めた社内方針・手続についても検討する。

### ③ 監視, 自律, 人的資源

コンプライアンス体制の監視・運用に責任をもつ上級管理職が任命されているか、また当該上級管理職は、経営者から独立し自律的であるかを評価する。 また、効果的な運用のための十分な人的資源の確保がなされているか、当該上 第6章 米国 FCPA 法執行にみるコンプライアンス・プログラムの資本市場法的意義 195 級管理職が取締役会・監査委員会等に直接, 定期的に報告しているかといった 観点から評価される。

#### 4 リスク評価の実施

リスク評価は、コンプライアンス・プログラムを発展させる基盤となるものであり、一つの基準ですべてを網羅するようなコンプライアンス・プログラムでは有効とはいえない。他方、低リスクの領域には焦点を当てすぎず、領域ごとのリスクの高さに応じて資源を投入するリスクベース・アプローチによるコンプライアンス・プログラムの設計という視点も重要である。リスク評価は、経営者に監視され、継続的または適時に実施・更新されることが必要であり、海外贈賄リスクの増加に応じて、デュー・ディリジェンスや定期的な内部監査の実施頻度や手続きの拡大を検討すべきである。

#### ⑤ 研修および継続的なアドバイスの実施

会社全体に対してコンプライアンス・プログラム指針を効果的に伝達し、定期的・実践的な研修を実施し、取締役、役員、従業員、および必要な場合はエージェント・取引先に対してもコンプライアンス・プログラムの認証を求めているかどうか、また、緊急にアドバイスを必要とする場合に適時に対応できる体制が整備されているかを評価事由とする。

#### ⑥ 効果的な人事制度の導入と懲罰基準の策定

適切かつ明確な懲罰基準が社内に存在しており、その懲罰基準を合理的かつ 適時に適用し、対象者に対して公正に懲罰処分を行い、懲罰違反を社内で公表 していることを重視している。コンプライアンス・プログラム向上のため積極 的動機づけを導入することも評価の対象である。たとえば、人事評価・昇進査 定、報奨金、キャリアアップの通過点としてコンプライアンス・プログラム組 織へ配属すること、また、企業内にコンプライアンス・プログラム専門家と内 部監査部門を認めることでコンプライアンスに力点を置くことなどが、具体例 としてあげられている。

⑦ 第三者 (エージェント等) に対するデュー・ディリジェンスの実施 これまでの国際商取引においては、外国公務員が賄賂の受領を隠蔽し、また は企業が賄賂の支払いを隠蔽するため、意図的にコンサルタントやエージェント等の第三者を利用することが、DOJ および SEC の法執行において多数、指摘されている。そのため、第三者に対するリスク・ベースのデュー・ディリジェンス実施は実効的なコンプライアンス・プログラムの判断材料として評価される。また、第三者へのデュー・ディリジェンス評価のポイントとしては、(a)第三者の適格性(資格、評判、外国公務員との関係を含む)の理解、(b)第三者を商取引に用いる根拠(第三者の役割と必要性、契約書へのサービス内容の記載、支払条件、利用のタイミング、サービス提供の実態と支払報酬の対応関係等)の理解、(c)継続的モニタリング(定期的なデュー・ディリジェンス更新、監査権限の行使、定期的な研修、年次報告書の要求)の実施があげられる。なお、第三者に自社のコンプライアンス制度を伝え、第三者からその理解を示す宣誓書を入手することも重要である。

#### (8) 内部通報制度の設置と内部調査の実施

有効な内部通報制度の設置は、不正の早期発見と抑止効果、外部告発防止効果の観点から、実効性あるコンプライアンス・プログラムの重要な要素となる。報復のおそれなく秘密裡に通報することが可能であれば、それ自体で制度の信頼性が向上する。また、内部通報窓口においては、多言語、24時間体制の確保等への配慮も必要である。さらに、通報後の効果的な内部調査と調査結果の文書化のための手続きや、そのための十分な人的・財政的な資源の確保も必要である。そして、過去に報告された違反行為および調査結果からの教訓を研修制度に反映させる等の工夫がなされているかも評価の視点となっている。

#### ⑨ 継続的な改善;定期的検査とレビュー

コンプライアンス・プログラムは、絶えず変化すべきものである。事業環境、顧客、関連法規、業界基準、企業の事業それ自体も、変化し続けるのであるから、コンプライアンス・プログラムを確立した後も、定期的な見直しを行い、コンプライアンス・プログラムの陳腐化を防止する改善策ないし、そのプログラムの高度化に向けた不断の努力が求められている。実際に、SECとDOIは法執行において、問題が発覚した場合でも、継続的にコンプライアン

第6章 米国FCPA 法執行にみるコンプライアンス・プログラムの資本市場法的意義 197 ス・プログラムを改善している企業には、しかるべき配慮を与える用意があるとする。企業内部で先行的な評価を実施していれば、米国量刑ガイドラインにおいて適用される制裁ランクを下げることもできる。

#### 10 M&A:買収前のデュー・ディリジェンスおよび買収後の組織統合調査

M&A前に買収対象会社に対するデュー・ディリジェンスを実施することのメリットとしては、まず、買収会社が、被買収会社の贈賄責任を承継するリスクを回避できる点があげられる。さらに被買収会社の正確な価値の把握にも貢献する。M&A前のデュー・ディリジェンス過程で贈賄のおそれが発見された場合には、必要に応じて速やかに当局に対し開示することが求められる。当局に対する自発的な適時の開示、その後の徹底した真摯な調査協力、買収後の対象会社に対する適切な内部統制・コンプライアンス・プログラムの導入により、買収会社がSECとDOJの法執行を免れた例がある。また、M&A後の対応としての再度のデュー・ディリジェンスの実施、被買収会社に対する内部統制の迅速な導入、従業員の研修、エージェントの再評価、新部門への監査の実施がなされたか等が評価の視点となる。

# 4. 事例研究

# (1) 近年の特徴的な法執行事例

最後に、前述のFCPA法執行の手法やそれを補完するその他の規制が、実際にどのように具体的な事案において影響を与えているのか、特徴的な最近の事例をいくつか検討してみたい。

# (A) Biomet<sup>43)</sup> (2012年3月26日)

オハイオ州の製薬開発・販売業者であるバイオメット社は、世界90ヶ国で営業を展開する SEC 登録会社であり、かつニューヨーク証券取引所の上場会社である。その子会社と第三国のエージェントが、2000年から2008年までの間、ビジネス機会を獲得するために、アルジェリア、ブラジル、中国において、公

198 第6章 米国 FCPA 法執行にみるコンプライアンス・プログラムの資本市場法的意義 務員である 医師に対して贈賄を行っていた。

DOJ は、外国公務員に対する贈賄禁止を定める FCPA 違反で訴追手続きに入ったが、3年を期限とする訴追延期合意を締結し、その条件としてコンプライアンス監視人の受入れ、罰金1728万ドルの支払いをバイオメット社に求めた。ただし、この罰金額は、上述した量刑ガイドライン基準からみれば、幾つかの当局に対する調査協力行為の考慮事由がカウントされ、20%の減額となっている。また、SEC は将来にわたる内部統制条項違反(34年法13条(b)(2)(A)、13条(b)(2)(B))、賄賂条項違反(34年法30A条)を理由として、裁判所にインジャンクション請求を行い、利益の吐き出しと判決前利息の合計額558万ドルを徴収し、さらにインジャンクションに伴う付随的救済として、コンプライアンス・プログラムの実施、そのレビューのために18ヶ月間の独立コンプライアンス・コンサルタントの受け入れを要求した。

この間、とくに DOJ との関係では、調査協力が評価された事項として、関連する不正行為について社内調査結果を、DOJ と SEC に対して自主的に開示し、DOJ と SEC の調査に対して徹底して協力したこと、ならびに是正措置として高いレベルのコンプライアンス・プログラムの導入がなされたことなどがあげられている。本件については、仮にバイオメット社が DOJ との間で訴追延期合意にいたらず、訴追がなされた場合には、バイオメット社は連邦ヘルスケア・プログラムの参加から除外されるおそれがあった点にも留意が必要である。さらに、本件の特徴としては、いわゆる企業間告発(Corporate Whistleblower)が訴追延期合意にむけて効を奏した点があげられる。これは、従業員ではなく、会社自身の調査協力の一環として、他社についての不正を知っていれば、その情報提供を行い、DOJ の訴追に対して実質的な支援をおこなったことで、DOJ の量刑減軽が認められたというものである。近年においてDOJ は、その訴追の端緒として、別の会社に関する不正行為の情報を一種の司法取引として入手することが多いとされている。

(B) Data Systems & Solutions<sup>44)</sup> (2012年6月18日)バージニア州において原子力・化学燃料発電所のメンテナンスを提供する

データシステム・アンド・ソルーションズ社は、リトアニアの国営企業の役員 に対して、契約締結の機会を確保するため、贈賄行為を繰り返していたが、そ の贈賄行為の手口として. 多数の下請け仲介業者を利用した偽装スキームが利 用されていた。本件おいて、DOIは、同社との間で、FCPA の贈賄禁止規定 違反について2年間の訴追延期合意を行い、882万ドルの罰金を科したが、本 件も、量刑ガイドラインの基準に照らして30%の量刑減軽が認められたとさ れている。その考慮事由としては、徹底した内部調査と DOI に対するタイム リーな調査協力もさることながら、事件後に実施された広範囲な是正措置の内 容が高く評価された。たとえば、贈賄関係役員・従業員の解雇、より厳格なコ ンプライアンス・プログラムの導入、エージェント・下請け対応のデュー・ ディリジェンスの改善、倫理規程の強化、海外取引のレビュー方法等の見直し などである。本件の特徴として指摘しておきたいことは、広範な是正措置の実 施によって、とりわけ、エージェントや下請に対して FCPA 対応の教育訓練 を行い、デュー・ディリジェンスを改善することによって、企業の枠をこえ て、取引先にも一定のコンプライアンス・プログラムの要請が実現していると いうことである。

# (C) Morgan Stanley (2012年4月25日)<sup>45)</sup>

本件は、DOJ および SEC のどちらも不起訴処分となったモルガン・スタンレー社の事案である。モルガン・スタンレー社の不動産投資およびファンド助言業務を担当する業務担当取締役であったピーターソン(Garth R. Peterson)は、2004年から2007年までの間、中国の国有企業に対する土地の売却を巡って中国の政府高官に対する贈賄を行っていた。この国有企業は、ピーターソンとその企業の役員が出資したダミー会社であり、役員とピーターソンは、少なくとも180万ドルの利益を、不動産投資取引から得ていた。本件については、企業が従前からの徹底したコンプライアンスの実施を証明できたことから、企業自体に対しては法執行はなされず、個人の責任のみが問われた事例として注目された。その際の考慮事由としては、任意の調査協力と開示があったこと、2002年から2008年に500名以上のコンプライアンス・オフィサーを雇用し、コ

200 第6章 米国FCPA 法執行にみるコンプライアンス・プログラムの資本市場法的意義
ンプライアンス部門と取締役会・CEO の間に直接報告ラインを設定していたこと、2002年から2008年までにアジア従業員向け賄賂禁止研修を54回実施し、その他にも、ピーターソンに対する研修7回、FCPA 遵守への喚起を35回、コンプライアンス部門による定期的監査と抜き打ち検査の実施、新規取引先への広範なデュー・ディリジェンスの実施、無料の24時間内部告発ホットラインの設置(現地語で対応)、従業員に対しFCPA 対応の行動規範について宣誓書を要求、コンプライアンス・プログラムの定期的見直しを実施していたことなどが評価され、モルガン・スタンレー社自身には、DOJ・SEC のいずれからも不起訴処分の扱いとされたが、当該業務担当取締役であるピーターソンには9ヶ月禁固刑を科され、SEC の民事手続きでは、利益の吐き出し25万ドルと追徴金(不動産価格相当分)340万ドルが請求され、証券業界からの永久追放(証券業への就業禁止)を命じられている。日頃からの徹底したコンプライアンス・プログラムの実施が、企業責任を回避させた例として注目された事例と

# (D) Ralph Lauren Corporation<sup>46)</sup> (2013年4月22日)

いえる。

海外に95の子会社をもつラルフ・ローレン社は、そのうちの一つであるアルゼンチン子会社の総支配人が、自社製品の税関手続に便宜を図ってもらうため、税関吏に対し5年間(2005年から2009年)にわたり、総額59万3000ドルの贈賄を行っていた。この不正行為当時、ラルフ・ローレン本社では、いまだ海外子会社に対する贈賄行為防止のためのコンプライアンス・プログラムは導入されておらず、2010年にラルフ・ローレン社が海外子会社に対して新たにコンプライアンス・プログラムの強化策を実施したところ、この不正が発覚したというものである。最終的に、ラルフ・ローレン社は、この子会社の不正な支払いにつき DOJ と SEC の双方との間で訴追免除合意を結び、DOJ に対しては88万2000ドルの罰金を、SEC に対しては贈賄総額に相当する59万3000ドルの利益の吐き出しと裁判前利息をあわせて約70万ドルを夫々支払うことに合意した。SEC による訴追免除合意の採用は、この事案が初めてで、ラルフ・ローレン社の新しいコンプライアンス・プログラムによる迅速かつ徹底した自主的

な対応ぶりが功を奏したものとされる。ラルフ・ローレン社はこの不正を発見してから2週間以内にSECに対し詳細な報告を行い、SECへの提出文書を自主的に英訳し、同社の内部監査が現地に赴き証人に対して行った意見聴取書を提出し、さらには現地の証人をアメリカに移動させSECによる意見聴取の便宜を図るといった協力が高く評価された。本来ならば、SECが自ら費用と時間をかけて行うべき調査をラルフ・ローレン社が自前でタイムリーにかつ徹底して実施したことになる。さらにSECは、訴追免除合意に至った考慮事由として、新しいプログラムを運用するための社員教育、違法行為に関与した者の解雇や契約の打ち切り、内部統制や第三者に対するデュー・ディリジェンスの強化、また他の子会社でも同様のコンプライアンス問題が生じていないかを把握するべく、各事業に対するリスク・アセスメントを世界的規模で実施した点などが決め手となったという。本件の特徴は、SECが初めて訴追免除合意を採用したケースであり、企業にとって優良なコンプライアンス・プログラムを実施することの意義を示したという SEC のコメントによく顕わされている。

#### (E) Total S.A. (2013年5月29日)<sup>47)</sup>

トタル社は、フランスに拠点を置く石油サービス業務を行う企業であり、ニューヨーク証券取引所の上場企業である。1995年にトタル社は、イランの政府系石油会社(NIOC)との接触を図るため交渉をしていたが、同社との契約同意の前に、この契約の裁定に影響力のあるイランの政府高官と面会し、コンサルタント契約を結んでいる。この契約は2年半に及ぶ1600万ドルの不正な支払いを隠蔽するために利用されていた。1997年にトタル社は、再度、NIOCと2度目の別の契約を結んだが、この契約においても、同様にコンサルティング契約という名目で不正な支払いがなされていた。これらは、トタル社の帳簿上には「ビジネス開発経費」として計上されていた。この事案では、DOJが訴追延期合意を結び、その条件として2億4520万ドルの罰金と3年間のコンプライアンス監視人の受け入れ、およびコンプライアンス・プログラムの改善の実施と法執行者に対する継続的な協力を要請した。さらに、SECは、34年法30A条、13条(b)(2)(A)、13条(b)(2)(B)に基づく排除措置命令という行政手続に

おいて、1億5300万ドルの利益の吐き出しと独立コンプライアンス・コンサルタントの受け入れに同意を求める法執行を行った。本件において SEC が採用したエンフォースメントの手法は、排除措置命令という行政手続による審決であり、連邦裁判所での裁判によらず、高額の利益の吐き出しを命じるものである。実際に、DOJと SEC の法執行によりトタル社が支払った総額の 3億9820万ドルは FCPA の法執行史上、2014年末までの間では、歴代 5位の高額であった。ここ数年、FCPA対応を巡る当局の法執行件数自体は若干の減少しつつあるものの、1件あたりの支払総額が高額化する傾向があり、それを示す例といえる。

# (F) Diebold,Inc.,48 (2013年10月22日)

ディボールド社は、オハイオ州にある ATM 機械の販売を行う会社であり、2005年から2010年まで、中国、インドネシアおよびロシアにある同社の子会社を通じて、ATM 機械販売の機会を得るため不正な支払いが行われていた。たとえば、中国では、中国子会社である Diebold Financial Equipment Companyによって外国公務員に対する旅行、歓待、贈物の支出がなされ、さらに、国営銀行公務員には現金が提供されていた。同様に旅行や歓待の出費が、その他の2つの子会社からも、外国公務員に対してなされており、こうした中国での不正支払いの総額は160万ドルに及んだ。インドネシアでも、同様に国営銀行公務員に対して、贈物や歓待など14万7000ドルの不正な支出がなされ、こうしたアジアの営業について帳簿上、正確な記載がないことについて親会社の役員は認識していた。さらに、2005年から2008年までの間、ロシアの子会社であるDiebold Self-Service から、仲介者を通じて民間の銀行役員に対して不正な支出があり、その仲介者には、ダミー契約により報酬が支払われていた。なお、中国では、現地の規制手続過程において、親会社に対し注意を促していたが、それでもこの慣行は続けられていた。

DOJ は、ディボールド社との間で3年間の訴追延期合意を結び、その条件として罰金2520万ドルおよび、法令遵守監視人の受け入れを要請した。これに対して、SEC は、訴追延期合意を採用せず、行政手続きにもよらず、34年法

30A条,13条(b)(2)(A),13条(b)(2)(B)違反に対するインジャンクションを裁判所に請求し、その結果、ディボールド社は利益の吐き出しと判決前利息の合計2297万ドルを支払った。本件の特徴としては、ディボールド社は、違反行為の自己申告、調査協力は行っていたものの、その後の是正措置の整備が不十分であったことから、SECとの関係では、訴追延期合意にいたらず、ディボールド社は、民事手続、すなわち民事裁判によるインジャンクションを受け、かつ付随的救済としてコンプライアンス監視人の受け入れが命じられた例である。また、ロシアにおける不正支出については、外国公務員に対するものではなく、民間の銀行役員に対するものであったが、この場合、SECは賄賂禁止規定ではなく、単なる内部統制規定違反のみで対応している。FCPAが、単に外国公務員に対する贈賄のみを対象としている訳ではないことが示されている例である。

#### (G) Weatherford International Ltd. 49 (2013年11月26日)

スイス国籍の企業であるウェザーフォード・インターナショナル社は、実質的な営業活動をアメリカのヒューストンで行っていた。その子会社であるWeatherford Services, Ltd は、2005年から2011年までの間、石油サービス契約を中東およびアフリカの企業と締結し、または更新するために、地元企業との間でジョイント・ベンチャー事業を立ち上げ、これを隠れ蓑として、契約締結・更新に影響力のある外国公務員に対して、何百万ドルもの不正支払いを続けていたという事案である。法執行としては、DOJは、親会社のウェザーフォード・インターナショナルに対して、3年間の訴追延期合意を結び、その条件として罰金8720万ドル、およびコンプライアンス監視人の受け入れを求めている。なお、子会社であるWeatherford Services, Ltd は、DOJと有罪答弁契約を行い有罪が確定されている500。これに対して、SECは、ウェザーフォード・インターナショナルに対して、インジャンクションを裁判所に請求し、裁判所は、利益の吐き出し、判決前利息、民事制裁金の合計6560万ドルの支払い、FCPAコンプライアンス・プログラムの実施(18ヶ月間のコンプライアンス監視人の設置と18ヶ月間のSECへの定期的報告を含む)を認めた。本件

の特徴としては、SEC によれば、徴収された6560万ドルのうち、187万5000ドルは、ウェザーフォード・インターナショナルが SEC の初期調査に協力的でなかったことによる民事制裁金であるとコメントしている。当局の調査協力を怠ったことが、協力により得られる量刑減軽の恩恵を受けられなかっただけでなく、制裁金を科せられる方向で考慮されている点が注目される。なお、ウェザーフォード・インターナショナルが FCPA 違反対応で支払った総額は、2014年までのところ歴代11位の高額である510。

#### (2) 近年の FCPA 違反に対する法執行の傾向

#### (A) 進行する3つのボーダーレス化

以上、最近の特徴的な FCPA 事案を幾つかみてきたが、これらの事例から FCPA 違反を巡る SEC および DOJ の法執行が要求するコンプライアンス・プログラムの整備については、少なくとも、3つのボーダレス化の進行が特徴としてあげられる。第1は、国境を超えるという意味でのボーダレスであり、海外での不正支払の違反について、FCPA の適用主体につきアメリカとの関連性を緩やかに解することで、域外適用の範囲を拡大している。第2は、法人格を超える意味でのボーダレスである。海外子会社を利用することにより贈賄行為を行う場合がきわめて多いことからも、子会社に対するコンプライアンスの整備が相応のレベルで要求される。その意味でも法人格という境界を超えるボーダレスが生じているといえる。第3には、企業集団内部のコンプライアンス体制の整備を超えて、エージェントやサプライチェーン等などの関係取引先を含めてコンプライアンス体制の実施を求める傾向にある。このようにFCPAの法執行を活用することによって米国 SEC 登録企業に限らず、広範囲の企業に対してコンプライアンス・プログラムを定着させていくアプローチが顕著になってきている。

#### (B) SEC による FCPA 法執行事例

さらに、1978年から2014年までの間の SEC の法執行事例を検討すると、約4分の1が、厳密には外国公務員に対する贈賄ではなく、キックバックなどの

不正な利益供与を含めた内部統制条項違反のみで対応した法執行であった。ここから、SEC が当初の規制目的に掲げた通り、外国公務員への贈賄に限らず、広く不正な支出を許容する企業の内部統制の歪みを是正することを視野にいれながら、法執行を行っていることがみてとれる。もっとも、こうした公表資料による数は、実際には氷山の一角であり、SEC は企業との非公式の接触段階から、対象企業が不正発見・報告・是正を迅速に実施していれば、法執行の俎上に乗る前に解決に至る例が少なくないといわれている。予防的対応の重要性が意味をもつ所以である。

#### (C) DPA および NPA の交渉過程における規制当局の考慮事由

最近の FCPA の法執行における規制当局の考慮事由については、第1に、 自主的に申告したこと、第2に、当局に対する迅速かつ徹底した調査協力行為 が継続してなされたこと、第3に、早期発見・是正措置を可能とするコンプラ イアンス・プログラムに改善することなどが、主たる要素としてあげられてい る。とくに、最近の事例では、当局への調査協力の不徹底は、訴追延期合意や 免除の恩恵が受けられないばかりか. SEC の民事制裁金などペナルティを受 ける方向で考慮される恐れが高まっている。というのも、SEC の法執行権限 が、2010年 DF 法により、さらに強化されているからである<sup>52)</sup>。従来であれ ば、民事制裁金について SEC が単独で命じることができるのは、ブローカー・ ディラーや、投資アドバイサーなどに限定されており、それ以外の対象には裁 判所に請求して初めて認められるものであったが、今後は、誰に対しても SEC による行政手続の審決のみで民事制裁金を課すことが可能となった<sup>53</sup>。 したがって、不正が発覚したあと、企業が不十分な対応をとっていた場合に は、SECとの関係では、利益の吐き出しに限らず、高額の民事制裁金が課せ られる恐れがさらに高まってきたと思わる。他方で、徹底したコンプライアン ス・プログラムを整備している場合には、モルガン・スタンレー社や、ラル フ・ローレン社のように、企業自身に対しては不起訴処分または訴追免除合意 を結ぶ一方で、実際に不正に手を染めた従業員や支配人等の個人責任を追及し ていく傾向もみられ、そうした意味からも、企業のコンプライアンス・プログ

206 第6章 米国 FCPA 法執行にみるコンプライアンス・プログラムの資本市場法的意義 ラムが従前から有効に機能していたことを示す証拠の保全が重要となる。

# まとめにかえて

#### (1) 近年の FCPA 法執行におけるコンプライアンス・プログラムの特徴

#### (A) FCPA 法執行増加の要因

まず、近年、FCPAの法執行がアメリカにおいて増加傾向にある理由は、いくつかの要因が複合的に影響しているものと考えられる。もともと SEC は、1977年 FCPA の制定当初から、内部統制条項を根拠とする法執行を駆使して SEC 登録企業のガバナンスに介入し、資本市場機能の公正性を確保しようと する意図を持っていたが、その法執行の手段が必ずしも十分に確保されたものではなかった。しかし、その後、SOX 法による、内部統制システムに対する 経営者評価やその内部統制監査の義務付けや、DF 法による SEC の法執行権 限の強化、FCPA 所管部署の設置と並行して、量刑ガイドライン改正による コンプライアンス・プログラムの充実の要請や、これと連動する DF 法の内部 通報報奨金制度の整備から、SEC や DOJ は、訴追延期合意や訴追免除合意と いうアメとムチの司法運用を駆使して FCPA の法執行に積極的に対処するようになっていった540。その背後には、OECD などの国際機構の支援や圧力を利用しながらでも、海外子会社等による賄賂や不正な支払いを是正し、世界規模での公正な商取引ひいては資本市場機能の公正性を確保していこうとするアメリカの姿勢が垣間見える。

#### (B) FCPA 法執行によるコンプライアンス・プログラム改善の方向性

とりわけ、FCPA の法執行においては、改訂された量刑ガイドラインが量 刑減軽ポイントの重要な要素として掲げるコンプライアンス・プログラム、 DF 法の内部告発者報奨金プログラムにおいて従業員等に報奨金付与資格を与 える猶予期間を社内通報から120日としたこと、2012年に SEC および DOJ が 共同で公表した FCPA リソース・ガイドにおいて推奨されるコンプライアン 第6章 米国FCPA 法執行にみるコンプライアンス・プログラムの資本市場法的意義 207 ス・プログラムの内容からは、今後、以下の4点の要素を含んだコンプライアンス・プログラムが企業内部に整備されていることが求められるものと思われる。すなわち、①不正行為が発覚する以前の自主的牽制を可能とする体制、②不正行為の自主的かつ適時の報告、③是正措置の確実な実施、④規制当局への調査協力体制の充実、である。こうした要点を充したコンプライアンス・プログラムによって、企業内部で不正行為の抑止が早期に図られ、かりに不正行為が発見された場合には、規制当局にただちに報告され、再発を防ぐためのプログラムを早急に整備するといった、いわば自己牽制型・自己修復型のコンプライアンス・プログラムに改善させることが期待できる。規制当局にとっては、規制コストを安く抑え規制効率性を上げていくこともその狙いのひとつとなっ

#### (C) FCPA 対応から企業不正対応一般へ

ている。

こうした FCPA 法執行にも迅速に対処可能なコンプライアンス・プログラムの企業への導入を促進するインセンティブ規制によって、企業不正一般に対するコンプライアンス・プログラム機能の底上げを図ることが期待されている。たとえば、OECD が2010年に公表した「内部統制、倫理コンプライアンスのためのグッド・プラクティス・ガイド」には、こうした海外贈賄リスクに対処できる有効な内部統制、コンプライアンス・プログラムがあれば、一般的な企業不正に対しても十分に対処できることを示唆している<sup>55)</sup>。FCPA は、一見すると外国公務員との贈賄行為を禁止する極めて適用範囲の限られた法令であるかにみえるが、その内部統制条項を駆使することにより、企業の不正な支出については国内外を問わず、相手先も外国公務員に限らず法執行の対象とすることで、実質的に機能する内部統制システム、ひいてはコーポレート・ガバナンスを確保するための法運用がなされているということができる。

# (2) 現代の資本市場規制におけるコンプライアンス・プログラムの意義

(A) 資本市場の変容がコンプライアンス規制にもたらす影響 こうした傾向をもつコンプライアンス体制が,近年,注目されつつある理由

のひとつとして、資本市場のグローバル化、IT 化の影響を否定することはで きないだろう。たとえば、アメリカでのサブプライムローンの破綻に端を発し た世界経済不況は、資本市場が急速にグローバル化し、市場リスクは相互に、 かつ連鎖的に一層影響を受け合う時代へと突入していることを物語っている。 すなわち、このような高度にIT化され、グローバルな市場では、ひとたび、 企業から不実情報が市場に開示されると、タイムレス・コストレスで不特定多 数の者に広がり、資本市場の情報という事柄の性質上、その影響を除去し健全 な資本市場を事後的に回復するのは極めて難しく. 結果として予測不可能な莫 大な損害が発生するおそれさえある。実際に資本市場のグローバル化、複雑 化、ネットワーク化は、どこに影響がでるのか予測不能な事態をもたらす。事 後の損害把握についても、どこまでが相当因果関係の範囲内なのか、また、そ もそも事実上. 事後に回復することはできない事故や不正の種類(金融危機. 巨大自然災害、原発事故等)が、従来に比較して増大している。そのため、リ スクが顕在化した後に対処するよりも、そうした事態となる前にできるかぎり 早期に対処する事前対応・予防的対応が、これまでとは異なる次元で重要性を もつことになると思われる。

#### (B) 資本市場の変容に対応できるコンプライアンス・プログラムの要請

したがって、情報伝搬の不可逆性やタイムレスで不特定多数に拡散する情報 伝搬の特性に起因する予測不能な被害の拡大などによる資本市場の変容を前提 とすれば、問題が隠蔽され、企業の真実の実態を反映していない情報が資本市場にもたらされることのないように、それぞれの企業が会社内部で早期に問題を発見し、是正していくことを奨励する規制アプローチを要請することになる。そのための規制手段としては、事前規制には、予防的、迅速、柔軟なエンフォースメントが志向され、他方で、不正が顕在化したのちの事後規制としては、将来繰り返されることのないように不正を抑止し、被害者救済に迅速に対応できるエンフォースメントが求められることになる。今後は、グローバル展開を想定する上場企業であれば、このように変容しつつある資本市場を前提とした、企業社会の規律の変化に立ち向かえるコンプライアンス・プログラムの

#### 整備が喫緊の課題になるものと考える。

#### <注>

- 1) Foreign Corrupt Practices Act of 1977, 15 U.S.C. § 78dd (2014)
- 2) この間の背景については、以下の文献を参照。SEC [1979], at 60.
- 3) 17 C.F.R. § 240.13b2-1 (2014), 17 C.F.R. § 240.13b2-2 (2014)
- 4) The Criminal Division of the U.S. Department of Justice and the Enforcement Division of the U.S. Securities and Exchange Commission (2012), at 15.
- 5) Id. at 14
- 6) 15U.S.C. § 78m(b)(2)(a) (2014)
- 7) 内部統制条項の導入についての立法経緯の詳細は、柿崎〔2005〕、30頁以下を参照。
- 8) なお、FCPAの概要についての邦語文献としては、北島〔2011〕、森・濱田松本法律事務所グローバルコンプライアンスチーム編〔2014〕を参照。
- 9) 18U.S.C. § 3571(d) [2014]
- 10) FCPA 制定を巡る SEC の関与については、以下の文献を参照。SEC [1976]
- 11) 神崎〔1976〕, 18頁以下参照。
- 12) Robert (1975), at 52-59, 75.
- 13) SEC [1979], at 17,
- 14) 最初の SEC の内部統制規定違反に対する法執行事例は、米国内の企業における会社資産の着服 に関するものであった。SEC v. Aminex Resources Corp., No.78-0410 (D.D.C. filed Mar. 9, 1978)
- 15) See, SEC (1981)
- Foreign Corrupt Practices Act Amendment of 1988, Pub. L. No. 100-418, 102 Stat. 1107, 1415
   [1988]
- 17) OECD [1997a], see also, OECD [1997b]. OECD の外国公務員贈賄防止条約については,以下の邦語文献も参照。通商産業省知的財産政策室監修 [1999], 梅田 [2011]。
- 18) SEC の HP では、特設サイトを設け、FCPA に関するエンフォースメント情報を随時更新している。 *available at* http://www.sec.gov/spotlight/fcpa.shtml
- 19) 後述する FCPA ガイドにおいて DOJ および SEC による FCPA に関する法執行手法の説明が 詳細に記載されている。 See The Criminal Division of the U.S. Department of Justice and the Enforcement Division of the U.S. Securities and Exchange Commission (2012) at 74-77.
- 20) DOJ は1990年代から既にこの司法運用を行っており、FCPA に関しては2005年からこの手法を採用している。
- 21) SEC (2010), 木目田裕, 山田将之 (2007), 43-54頁参照。
- 22) これは特に海外子会社などの不正取引の場合, SEC の調査や証拠収集に時間がかかることを予め見こうして, 合意により出訴期限を延期させるために行われる。
- 23) See SEC [2011a]
- 24) SEC が最初に訴追免除合意を認めたのは、2013年4月22日のラルフ・ローレン社事件においてである。事件の詳細は後述の4.事例研究(1)(D)に記載した。
- 25) 柿崎 [2005], 102頁以下参照。
- 26) この間の SEC 法執行権限の強化の変遷については、柿崎「2004」、49頁以下参照。
- 27) Sarbanes-Oxley Act of 2002, Pub. L. No. 107-204, 116 Stat. 745 (2002). なお, SOX 法における内部統制規制に関する詳細は、柿崎 (2005), 280頁以下を参照。
- 28) SEC では現在、資本市場に影響を及ぼし投資家を害するおそれのある原因を早期に除外するため、SEC の法執行に対する個人および法人の調査協力を求める「法執行協力プログラム (Enforcement Cooperation Program)」を実施しており、訴追延期合意および訴追免除合意もそ

- の一環として位置づけられている。SEC, Enforcement Cooperation Program, *available at* http://www.sec.gov/spotlight/enfcoopinitiative.shtml
- 29) 連邦量刑ガイドラインに関する邦語文献として、梅津〔2005〕, 147-158頁、釜田〔2005〕 39-44頁参照。1987年から現在までの量刑ガイドラインマニュアルについては、以下を参照。http://www.ussc.gov/guidelines-manual/guidelines-manual-archives なお、従来の量刑ガイドライン (U.S. SENTENCING GUIDELINES MANUAL) は、2012年に連邦量刑委員会ガイドライン (U.S. SENTENCING COMMISON GUIDELINES MANUAL) と改名されている。
- 30) なお, 近年の連邦量刑ガイドラインが要求するコンプライアンス・プログラムの詳細について は以下の文献を参照。 Sam Park and John Song (2013), at 755-756.
- 31) United State Sentencing Commission (2010a), at 4.
- 32) United State Sentencing Commission (2010b), § 8C2.5(f) (3) (C), § 8B2.1(b) (7)
- 33) Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act, Pub.L.No.111-203, § 922 (a), 124 Stat 1841 [2010], (17 C.F.R. § 240.21F-3, F-4) 内部告発者報奨金プログラムの詳細については、柿崎 [2011], 63頁以下を参照。
- 34) See SEC [2012], Press Release, SEC Issues First Whistleblower Program Award, Aug. 21.
- 35) See SEC [2014d]. なお、SEC の HP には、内部告発受付専用サイトがあり、内部告発に関する情報が随時更新されている。See SEC Office of Whistleblower, available at http://www.sec.gov/whistleblower
- 36) See SEC [2014c]
- 37) 規則案の段階では、このような配慮はなかったが、内部告発者報奨金プログラムの導入は、企業のコンプライアンス文化育成の機運を損なうものであるとの批判をうけて企業内のホットライン等に通報し、その後120日に以内に SEC に申し出た場合にも、報奨金授与資格は失われないこととなった。See SEC [2011b] at 150-154.
- 38) 2014年8月、内部監査人が社内に通報し、120日以内に企業側から是正措置等の十分な対応が得られなかったため SEC の内部告発サイトに告発してきた事例で、SEC は300,000ドルの報奨金を支払っている。See (2014b)
- The Criminal Division of the U.S. Department of Justice and the Enforcement Division of the U.S. Securities and Exchange Commission (2012)
- 40) 通商産業省知的財産政策室〔1999〕, 9頁参照。
- 41) OECD 条約の実施の仕組みについては、梅田 [2011]、34頁以下参照。
- 42) OECD 条約に基づく改善勧告レポートは各フェーズにおいて、OECD 条約に基づく作業部会から公表されている。実際に、アメリカは第1フェーズの勧告に従って、FCPA の改正を1998年に行っている。International Anti-Bribery and Fair Competition Act of 1998, Pub. L. No. 105-366, 112 Stat. 3302 [1998]. アメリカに関する勧告レポート等は、以下のOECDの HP から入手可能。http://www.oecd.org/daf/anti-bribery/unitedstates-oecdanti-briberyconvention.htm
- 43) SEC v. Biomet Inc., No. 1:12-cv-00454 (D.D.C. 2012), available at http://www.sec.gov/litigation/complaints/2012/comp22306.pdf, U.S. v. Biomet, Inc., No. 1:12-cr-00080 (D.D.C. 2012), available at http://www.justice.gov/criminal/fraud/fcpa/cases/biomet/2012-03-26-biomet-dpa.pdf
- 44) United States v. Data Systems & Solutions LLC Court Docket Number: 12-CR-262-LO (06/18/12, available at http://www.justice.gov/criminal/fraud/fcpa/cases/data-systems.html
- 45) SEC vs. Garth Ronald Peterson, No. 12-cv-2033 (E.D.N.Y. 2012 (04/25/12), available at http://www.sec.gov/litigation/complaints/2012/comp-pr2012-78.pdf
- 46) 訴追免除合意を得ているため審決等はないが、以下の SEC と Ralph Lauren Corporation との 間の合意書を参照。 *available at* http://www.sec.gov/news/press/2013/2013-65-npa.pdf
- 47) In the Matter of TOTAL, S.A., Exchange Act Release No. 69654 (May 29, 2013), available at http://www.sec.gov/litigation/admin/2013/34-69654.pdf

- 48) SEC v. Diebold,Inc., 1:13-cv-01609 (D.D.C. 2013), available at http://www.sec.gov/litigation/complaints/2013/comp-pr2013-225.pdf
- 49) SEC v. Weatherford International Ltd., No. 4:13-cv-3500 (S.D. Tex. 2013), available at http://www.sec.gov/litigation/complaints/2013/comp-pr2013-252.pdf, U.S. v. Weatherford International Ltd., No. 13-cr-733 (S.D. Tex. 2013), available at http://www.justice.gov/criminal/fraud/fcpa/cases/weatherford-international-ltd/Weatherford-International-DPA.pdf
- 50) U.S. v. Weatherford Services, Ltd., No. 4:13-cr-734 (S.D. Tex. 2013), available at http://fcpa. shearman.com/files/22b/22bd268351703ba8d61f16b13c5bcc93.pdf?i=dd6550ec2df07a0084a7057b8 21244ce
- 51) 2014年の FCPA 違反に基づく法執行の数は、それほど増加していないが、一件あたりの罰金、 制裁金等の金額が著しく高額化する傾向にある。
- 52) DF 法における SEC の法執行手段の強化に関する邦語文献として、山本雅道〔2014〕42頁以下 参照。
- 53) Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act § 929P (a), pub. L. No. 111 - 203, 124 Stat. 1376, 1862 (2010)
- 54) 2014年7月30日, SEC は今後, 上場会社の役員に対しても, 不正会計および内部統制違反に基づく法執行を積極的に行うことを表明している。See SEC [2014a]
- 55) See OECD (2010)

#### <引用・参考文献>

梅津光弘〔2005〕,「改正連邦量刑ガイドラインとその背景:企業倫理の制度化との関係から」, 「三田 商学研究』第48巻1号, 147-158頁

梅田 徹〔2011〕, 『外国公務員贈賄防止体制の研究』 麗澤大学出版会, 34頁以下

柿崎 環〔2004〕,「証券市場不正に対する SEC の法執行権限の展開―2002年米国サーベンス・オク スリー法制定前後を比較して」,『証券経済研究』48号, 49頁以下

- 〔2005〕,『内部統制の法的研究』日本評論社,30頁以下,102頁以下,280頁以下
- \_\_\_\_\_〔2011〕, 「Dodd & Frank 法における内部告発者報奨金プログラムとその資本市場規制的意義」, 『証券経済研究』76号, 63頁以下
- 釜田薫子〔2005〕、「内部統制システムに関する米国取締役の義務・責任―改正連邦量刑ガイドライン と判例法を参考に―」、『月刊監査役』504号別冊付録(『内部統制の新潮流と課題』)、39-44頁
- 神崎克郎 (1976), 「米国の1975年証券諸法改革法 (1)」インベストメント29巻1号, 18頁
- 北島 純〔2011〕、『解説 外国公務員賄賂罪』中央経済社
- 木目田裕、山田将之〔2007〕、「企業のコンプライアンス体制の確立と米国の訴追延期合意―Deferred Prosecution Agreement」、『商事法務』1801号、43~54頁
- 通商産業省知的財産政策室監修〔1999〕,『外国公務員贈賄防止 解説 改正不正競争防止法』, 有斐閣, 9頁
- 森・濱田松本法律事務所グローバルコンプライアンスチーム編〔2014〕, 『外国公務員贈賄規制と実務 対応』商事法務
- 山本雅道〔2014〕,「米国 SEC の法執行における行政手続の強化と活用」,『商事法務』No.2047, 42頁 以下
- OECD [1997a], Convention of Combating bribery of Foreign Public Officials in International Business Transactions
- [1997b], Commentaries on the Convention on Combating Bribery of Foreign Public Officials in International Business Transaction
- [2010], Good Practice Guidance on Internal Controls, Ethics, and Compliance,

- February18, available at http://www.oecd.org/investment/anti-bribery/anti-briberyconvention/44884389.pdf
- Robert J.Malley (1975), Far-Reaching Equitable Remedies Under Securities Acts and the Growth of Federal Corporate Law, 17 Wm. & Mary L. Reav.47, 52-59
- Sam Park and John Song (2013), Corporate Criminal Liability, 50 Am. Crim. L. Rev.729, 755-756
- SEC [1976], Senate Comm. On Banking, Housing, and Urban Affairs, 94<sup>th</sup> Cong., 2d Sess., Report of the Securities and Exchange Commission on Questionable and Illegal Corporate Payments Practices
- \_\_\_\_ [1979], "Promotion of the Reliability of Financial Information and Prevention of the Concealment of Questionable or Illegal Corporate Payments and Practices", Exchange Act Release No.15570, February 15, at 60, available at 1979 SEC LEXIS 2141
- \_\_\_\_ [1981], "The Foreign Corrupt Practices Act of 1977", Exchange Act Release No.17500, January 29, available at 1981 SEC LEXIS 2167
- \_\_\_\_ (2010a), Announces Initiative to Encourage Individuals and Companies to Cooperate and Assist in Investigation, *available at* http://www.sec.gov/news/press/2010/2010-6 htm
- \_\_\_\_ (2010b), Enforcement Cooperation Program, available at http://www.sec.gov/spotlight/enfcoopinitiative.shtml
- \_\_\_\_ (2011a), Press Release, U.S. Sec. and Exch. Comm'n, Tenaris to Pay \$5.4 Million in SEC's First-Ever Deferred Prosecution Agreement, Press Release No. 2011-112, May 17, available at http://www.sec.gov/news/press/2011/2011-112-dpa.pdf
- [2011b], Implementation of the Whistleblower Provisions of Section 21F of Securities Exchange Act of 1934, Exchange Act Release No.64545, May 25, at 150–154, *available at* http://www.sec.gov/rules/final/2011/34-64545.pdf
- [2012], Press Release, SEC Issues First Whistleblower Program Award, Aug. 21, available at http://www.sec.gov/News/PressRelease/Detail/PressRelease/1365171483972#.VLt\_K0esWFU
- [2014a], Press Release, SEC Charges Company CEO and Former CFO with Hiding Internal Controls Deficiencies and Violating Sarbanes-Oxley Requirements, July 3
- \_\_\_\_ [2014b], Press Release, SEC Announces \$300,000 Whistleblower Award to Audit and Compliance Professional Who Reported Company's Wrongdoing, Aug. 29, available at http://www.sec.gov/News/PressRelease/Detail/PressRelease/1370542799812#.VLuRfUesWFV
- \_\_\_\_ (2014c), Whistleblower Award Proceeding File No. 2014-10, Exchange Act Release No. 73174, September 22, available at http://www.sec.gov/rules/other/2014/34-73174.pdf
- \_\_\_\_ [2014d], 2014 Annual Report on the Dodd-Frank Whistleblower Program (November 17 2014), available at http://www.sec.gov/about/offices/owb/annual-report-2014.pdf
- The Criminal Division of the U.S. Department of Justice and the Enforcement Division of the U.S. Securities and Exchange Commission [2012], A Resource Guide to the U.S. Foreign Corrupt Practices Act, November 14, available at http://www.sec.gov/spotlight/fcpa/fcpa-resource-guide.pdf
- United State Sentencing Commission (2010a), Sentencing Guidelines for United States Courts, 75Fed.Reg.27388, May 14, at 4 *available at* http://www.ussc.gov/guidelines/2010\_guidelines/index.cfm
- United State Sentencing Commission [2010b], § 8C2.5 (f) (3) (C), § 8B2.1 (b) (7). available at http://www.ussc.gov/guidelines-manual/2010/2010-chapter8